

東根市高齢者施設等 ボランティアポイント事業

○高齢者施設等ボランティアポイント事業とは

市民の方に高齢者施設などでボランティアとして活躍していただき、高齢者等との交流や理解を深め、世代を超えて支えあう地域社会を築いていくことを目的とした事業です。ボランティアをしてポイントを貯めると、1年間で最大10,000円の奨励金が受け取れます。

○対象となる方

東根市内にお住まいの18歳以上の方(高校生は除く)
東根市社会福祉協議会で事前登録が必要です。

○対象となる活動

東根市内の受入機関や市が実施する事業での活動
(ボランティア登録時に受入機関一覧を配布します)

例えば・・・

特別養護老人ホーム、老人保健施設、デイサービス、グループホームなどで、

①レクリエーションなどの指導、芸能披露

②行事の際の準備やお手伝い

③話し相手

④洗濯物整理やシーツ交換のお手伝い

⑤草取りや清掃、車いすの掃除などの環境整備

⑥おたよりの折込など事務作業のお手伝い があります。

事業に関するお問い合わせは・・・

◆実施主体

東根市役所 福祉課 長寿支援係
TEL:42-1111(内線 2162)

◆受託先

東根市社会福祉協議会
住所:東根市中央一丁目3番5号
TEL:41-2361

東根市高齢者施設等



ボランティアポイント事業の流れ

1. 東根市社会福祉協議会でボランティア登録をします

東根市高齢者施設等ボランティア登録申請書に記入していただき、ポイントカードなどの交付を受けます。

持参いただくもの：本人確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）

2. ボランティア活動をします

ボランティア受入機関などでボランティア活動をします。この事業の対象となる活動・受け入れ先は指定されています。ボランティア活動についてのご相談は、東根市社会福祉協議会でお受けしています。

3. ポイントカードにスタンプ（ポイント）をもらいます

ボランティア活動をしたら、そのつど、活動した施設からポイントカードにスタンプを押してもらいます。1時間程度の活動で1スタンプ（＝1ポイント100円）、1日4スタンプが上限です。

4. 奨励金交付を申請します

集めたポイントを奨励金に交換します。10ポイント（1,000円）ごとに申請することができ、年度ごとの奨励金の上限は10,000円です。余ったポイントは、翌年度に繰り越しすることができます。申請の時期は年2回、8月と2月です。東根市社会福祉協議会にポイントカードを添えて申請してください。

5. ポイント数に応じて奨励金を現金でお渡しします

申請を確認し、後日ポイント数に応じた額の奨励金を現金でお渡しします。指定された期間に東根市社会福祉協議会に受け取りにきてください。

【お問合せ先】

東根市社会福祉協議会

TEL：41-2361